

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和5年2月21日(火) 午後1時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 早川委員長・米弥副委員長・重廣委員・重村委員・岩藤委員・
田村委員・西村委員・松岡委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 有田委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・熊野書記
8. 協議事項
3月定例会本会議(2月17日)から付託された事件(議案5件)
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後1時30分 閉会 午後2時13分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和5年2月21日

文教産業常任委員長

早川文乃

記録調製者

熊野有志朗

早川委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 5 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思っております。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでは、はじめに、議案第 3 号「令和 4 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 観光政策課所管の本議案につきましては、補正予算書の 131 から 138 ページのとおりであり、補足説明はございません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

米弥委員 77 万 4,000 円の減額がありますが減額理由をお尋ねいたします。予算書 131 ページ。

山下観光政策課長補佐 77 万 4,000 円の減額の理由についてでございますが、令和 4 年度の実績見込みということでございまして、主な要因といたしましては昨年の 4 月にあるホテルのほうが倒産いたしまして相当額の減額というふうに思っております。

重村委員 それでは 1 点お尋ねをします。減額補正は今理由を聞きました。予算書で言うと 136 ページになります。歳出の方で職員の共済組合負担金ということで 12 万 8,000 円ほど増額の補正がされてます。これについては 138 ページに補足的に職員の給与等、それからこの会計にあてる人員の人数とか記載されてます。共済組合等の費用というのは担当職員の給与体系によって組合負担金というのが決定されると思うんですけど、人事異動の補正というのは大体 9 月議会にある程度されている中で、給与明細表を見ると給料であるとか職員手当であるとかいうのが一切変わらない中で、共済組合費だけが負担金が増額なっているということで、これはその方の家庭内の事情で、例えば扶養者が 1 人増えたとか、そういうことで変更があるのかなというふうに私は推測してるんです

けれども。この時期に給与体系が変わらないのに共済組合の負担金だけが変わってくるという理由について、少し詳しく教えていただいたらというふうに思っています。

高橋観光政策課長 共済組合の負担金につきましては、共済組合のほうから指定されるものでございますけれども健康保険とかいわゆる年金の部分、それから年齢によって介護の負担金がある職員もあるということで、他の会計でも大体年度途中で9月以降に改定がありますので、改定時期って決まっているものではありませんけれども、改定があったときに直近のところで精算をするということとしてしております。ですので他の特会等でも一般会計でも出てくるというところはそういった面があるかと思っております。

早川委員長 ほかにご質疑はありますか。「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、議案第3号の全般にわたり、ご質疑はありますか。「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第29号「伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 観光政策課所管の本議案につきましては、議案参考資料16ページのとおりでございまして、補足説明は特にございませぬ。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

岩藤委員 指定管理者が今度法人化をされたということで、民間というか株式会社、法人格を取られたってということに関しては、担当課としてどのように評価をされているのかお伺いをしたいと思います。

高橋観光政策課長 まず、法人化された株式会社油谷マリンワークスですけれども、組織のメンバー自体は変わらずに株式会社化することなんでございますけれども、まず一つは正社員を雇っていきこうということで、今、令和5年度4月を予定とされておりますけれども1人雇う際に社会保険があるかないかによっていい人材が採れるかどうかというところがあるというふうに伺っております。それが法人化するというところの一つの理由がございまして。それと今いろいろ言われておりますインボイス制度が始まるということで、税理士等を入れてしっかりと経理をしていきたいというところと、全体の収支の当初の計画規模より若干売り上げが下がっております。その原因を我々が協議をする中で、聞き取りをする中で一番下がっているのが地域産品を売るっていうところを収支計画の中に入れられていたんですけれども、そこがほとんどまだ手がつ

いていないというところで、そういったところをやっていくというところで経理をしっかりしたいということでの株式会社ということですので、我々としてはしっかりとした運営をしていただけたということと、あとは地域の産品を使われるということで発展性もあるんじゃないかということで、どちらかという喜びというふうに考えているところがございます。

岩藤委員 分かりました。今の課長の答弁で、地域産品の販売をするというふうなことも伺ったんですけど、具体的にはどのようなものを考えておられるのか、お伺いいたします。

高橋観光政策課長 聞き取りによりますと、例えばキャンプ場で使われる食材、野菜とか海産物の加工品みたいなものとかそういったようなもので、今実際に売られているのは薪とかああいうキャンプで使うもので、食材ではなかったというところがございます。そういったものを考えられているというふうに聞いております。

田村委員 それでは、お尋ねをします。昨今の燃油等物価高騰の折ではあります。先ほど聞き取り調査等、コミュニケーションを行っておられるということでしたので聞き取りはされていると思いますけれども、指定管理料を設定するにあたりまして、その辺りの物価高騰を加味されていらっしゃるのでしょうか。

高橋観光政策課長 こちらも観光政策課の中で、燃料高騰、物価高騰について聞き取りをさせていただいております。その中で、やはり電気代は当初の事業計画からすると倍ぐらいになっております。要は50万円ぐらいで見込まれていたのが100万円ぐらいになっています。ただ基本的に指定管理を公募でしておりますので、指定管理料というのはそもそも変更するというのは相当なことがない限りというところもあります。その中で、話し合いをする中で要は一番の売り上げが下がっているところというのは、先ほど言いました収支計画からすると3分の2ぐらい程度なんです。全体の。その中でも地域産品を売る部分とかそういった収益の部分でございまして、経営自体には非常に厳しいとは申されておりますけれども、収支としては人件費等の調整も当然でございます。アルバイトを雇わないとかですね、そういったような調整もされておりますので、収支としては赤字になっていないというところで指定管理料については特に協定のままいくということで話し合いをしておるところでございます。

田村委員 分かりました。人を減らしたりとかということで工夫をされているということですが、現場に無理がなければそれでもいいかと思っておりますけれどもなかなか今の状況でいくと企業努力だけではというところもあるので、その辺りまた何か検討していただきたいと思っております。もう1点お伺いしますけれども、県の最低賃金であったりとか人件費が年々上がっているんですけども、その辺りの人件費の上昇というのはどういうふうにご検討をなさっているのでしょうか。

高橋観光政策課長 最低賃金については税理士さんを入れられて経理をされておりますので守られていると思いますけれども、細かなスポット的なアルバイトの人については最低賃金以上の単価を払われているというふうな経理になっておりますけど、時間の拘束まで我々は確認してませんので、拘束時間、単価も書面上は守られているというふうに確認をしております。

重村委員 田村委員から出たから、食いつかないといけないから——。ご答弁よく分かります。昨日も少し言いましたけど、指定管理者制度というのは仕事を出すというんじゃなくて、対等な立場でこの仕事を受けていただけないかということでしたときに、やはり算定の中で物価高騰とか極端に言うとか燃料の高騰が高止まりでずっとあって、その算定基準よりも課長言われたように電気代は倍になっているところがほとんどだろうというご認識があつてね、指定管理に出す場合っていうのに実際ルネッサながととか指定管理料とかちゃんと補正組んだんだから。だから、私はどんな小さいところでも、いやこれはやっぱり行政としてきちんとサポートすべきだねというような案件が出たときはきちんとした補正対応とか、そういうのを私はきちんと明言しておいていただきたいんだけど、だから自助努力の中でこれはサポートしなくてもいいという判断を行政もしてもいいですよ。だけど本当に電気料金とかが倍になっているっていうのが分かっているね、いやそれは人件費の中でどうにかやりくりされているからいいと思いましたがというのは、私は指定管理料というのは元々の積み上げっていうのは人件費はこれだけかかるだろう、燃料費はこれだけかかるだろう、そして消耗品、物価どんどん上がってますけど、消耗品っていうのもこのぐらいで収めてもらえるだろうという積み重ねの中に指定管理料というのが出てくるんだから、私はそこらあたりは本当に無理なときっていうのはきちんと補正対応していくというようなご発言が欲しいんですけど、もう一回お尋ねいたします。

高橋観光政策課長 担当課としてっていうことでございますけど、まず指定管理の形態を我々は考えます。キャンプ場の場合は、キャンプ場を使われて営業されて、収入が全部、言えば収益になるということで、要は人が来られると経費もかかりますし、掃除とかごみの収集とか経費がかかりますし、人が少ないと経費はかかりませんが元の人件費が減っちゃうというところになります。なので人件費を元々保証する部分というようにいわゆる給与体系で昨日ありましたルネッサながととか給与体系で職員を何人雇うというようなところは、やはりもう経費が予算で決まっていますので、要はお客さんが来られなくても開けておかなければいけない、人員を配置しておかなければいけないというところについてはやはり何かそういう社会情勢の急激な変化等があれば、それは当然補正の対応をしていかないといけないというふうに思っております。例えばこのキャンプ場については人が来られないので人を雇う必要がなかったというところ

ころがあつて、それはもう決して負担をかけているわけではなくて、経理の中をみると、かかっている経費に対しては赤字になっていないというようなところを確認しているということで、ただその中でも例えばリスク分担がありますので、施設が壊れて営業を止めないといけないとかそういったような場合にはそこは補填していくというような今まで経緯が文化施設のほうでもありますので、それはしっかりと考えていきたいと思っております。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 29 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13 : 46 —

— 再開 13 : 47 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 6 号「令和 4 年度長門市水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田上下水道局長 提出議案概要にも記載しておりますが、今回の補正は、市が水源開発のために参画しております県営大河内川ダム建設事業において、国の補正に伴う事業費 1 億 6,200 万円の採択を受けたため、ダム負担金として本市の実質負担割合の 0.7%相当の 113 万 4,000 円を計上し、収入については、水道負担分の支出の財源として 3 分の 1 相当分の一般会計からの出資金を調整したものであります。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは 1 点だけ。今説明があつたように、ダム建設の一部負担金ということですがけれども、国の補正が 1 億 6,200 万円ということで、これは県がやる事業ではありますけれども、一部長門市がきちんと負担していくわけですから、この 1 億 6,200 万円の補正の事業内容、これについてはどのようなものか聞かせていただければというふうに思います。

坂倉浄水場長 1 億 6,200 万円に対しての事業内容ですが、県道の付替え道路工が延長 80 メートル、林道の付替え道路工が延長 40 メートル、工事費が 1 億

6,000万円、事務費が200万円となっております。

田村委員 キャッシュ・フローのところを見させていただいておりますが、補正予算書の4ページなんですけれども、これの当年度純利益1,664万6,000円という数字があります。昨年の46万円と比べて大きく差がありますけれども、これはどういったことが理由なんですか。

大田管理課主査 詳細な資料は持っていないんですけれども、今年度の10月から水道料金を改定しております。ただ、減免を4期分、実質は皆さん4期分なんですけれども減免する形となっておりますが、減免分につきましては一般会計から繰り入れてもらうという形になっておりますので、水道事業会計にとっては実質4か月分程度増収という形になっておりますので、このあたりが純利益に反映されているものと考えます。

田村委員 はい、分かりました。10月からの料金改定によるものということで、同じく4ページのキャッシュ・フローのページなんですけれども、令和4年度未収金の減少額がマイナス1,574万2,000円となっております。昨年がマイナス61万4,000円と大きく違うんですけれども、これについて何か理由があるんですか。

大田管理課主査 未収金につきましては、これは予算上の見込みですので、前年度の決算等を見ながらこの見込みを出しておりますので、実際には決算を見ていただいたほうがよろしいのかなと思いますし、ちょっとすみません、資料がないので、ここで減った、増えたという理由については、今ちょっと分かりかねます。すみません。

早川委員長 田村委員、この資料は理由としてはやっぱり必要ですか。後からということ。

田村委員 いいですけど、それで良ければ。

早川委員長 そうですね。採決に関わるのであれば・・・

田村委員 関わりません。

早川委員長 すみませんけれども、後ほど理由等をまた示していただければと思います。お願いいたします。ほかにご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、議案第6号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第7号「令和4年度長門市下水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田上下水道局長 それでは、補足説明をさせていただきます。「提出議案概要」にも記載しておりますが、今回の補正は令和3年度決算において6,905万9,000円の繰入金の余剰額が生じたことにより、資本的収入の出資金6,905万9,000円を減額調整したものであります。以上、補足説明とさせていただきます。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 これも今、補足説明ありましたことに詳細に聞かせていただきます。補正前の額は1億5,298万6,000円、一般会計からの出資金を求めるという会計内容でしたけど、6,905万9,000円ほど出資金を求めないと。下水道事業会計から言えばですね。余剰金が発生したために求めないということですけど、6,905万9,000円というとかなり大きい額ですけども、この余剰金が発生したという大きな要因ってというのは局としては、どのように考えられているのか、確認をしているのかお尋ねをしたいと思います。

大田管理課主査 令和3年度においては、資本的支出において主な原因として、公共下水道事業の東深川浄化センターの改築に係る実施設計業務における不用額、その他漁業集落排水事業における工事の入札残等により、執行残が出たことから余剰となった出資金を次年度の令和4年度の出資金の予算から減額して調整するものでございます。

早川委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第7号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:56 —

— 再開 13:58 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第28号「長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野教育部長 それでは、教育委員会所管議案第28号につきまして、補足説明を申し上げます。長門市俵山多目的交流広場につきましては、平成25年度から指定管理者制度を導入し、これまで10年間にわたって、特定非営利活動法人「ゆ

うゆうグリーン俵山」により管理運営が行われているところですが、令和 5 年 3 月末日をもって指定管理期間が満了となりますことから、引き続き、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間、「うゆうグリーン俵山」を指定管理者として、指定を行うものでございます。なお、今回、指定管理の更新の時期にあわせ、施設の目的に則り、農林水産課から生涯学習・文化財課に所管替えをするものでございます。以上で、補足説明を終わります。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは指定管理についてですけれども、指定管理料のことをお伺いいたします。昨今の燃油等物価高騰がございすけれども、指定管理料です、施設の維持管理等あると思いますので、そのあたりのハードにかかるような燃料代等かかってくるかと思うんですけれども、管理料への反映というのは検討されているのでしょうか

大嶧生涯学習・文化財課長 指定管理料につきましては、委員ご指摘のとおり、近年の燃料費の高騰によって電気代等が上がっております。その部分については、今後 3 年間、高騰分を加味した指定料として、含めて 3 年間の指定料を支出しております。

田村委員 それでは、賃金も上昇しておりますけれどもそのあたりの人件費の上昇分を見込んでおられるのでしょうか。それとあわせて金額設定にあたって先方との協議というか、話し合いというか、そういった意見が反映されているかということもお願いします。

大嶧生涯学習・文化財課長 賃金につきましては令和 3 年から 4 年の賃金の上昇率 103.6 パーセントを加味しまして、今後 3 年間、同等の 103.4 パーセントずつ賃金を上昇する金額として、3 年間の委託料として算出しております。団体さんと実際に働かれている時間と状況を聞きながら、今回の賃金等の算出をしております。

田村委員 この指定管理者として今回、特定非営利活動法人うゆうグリーン俵山さんが選定をされておりますけれども、これまで 10 年間やってこられております。課としてのこの団体についての受けとめをお願いいたします。

南野教育部長 参考資料に掲載している経緯の中で、やはり 10 年間の指定管理の経験値の中で積み上げられた国際的にも認められる芝の管理は、市としても安心してキャンプ地や大会誘致等、事業展開できる場所であり、また、加えて利用者のトラブルの未然防止のため、過去のトラブル事例を共有・蓄積した対応マニュアルを設定しておられること、また、災害の際には迅速に対応できる体制が確保されていること、また、利用者のサービスの向上の具現化として、利用者コンシェルジュ、特産品・弁当等の販売、宿泊・弁当等のあっせん、観光案内、

情報発信事業といったおもてなしサービスを提供され、それらが地域を巻き込んだコミュニティづくりを推進するものであること等、同法人が施設の設置目的に合った運営を適切に行われていると判断しております。

重廣委員 指定管理の更新時期にあわせて、所管が農林水産課から生涯学習に替わった理由というのとは何かあるのか、同じ替えるならもうちょっと前でもええんじゃないかという感じもするんですが、建物自体の建設費の紐づきとかそのあたりの関係があるなら説明をお願いします。

大嶧生涯学習・文化財課長 俵山目的広場は平成 5 年から 8 年に農林水産省の補助事業を活用し、山林振興、交流促進、広場緑地の利用等を目的に事業費 6 億 3,200 万ですけれども、行ったことから農林水産課が長年所管をしておりました。その中で長門市多目的交流広場条例の設置目的にスポーツ等を通じて市民の健康づくり、コミュニティづくりを推進することとともに、各種イベントの誘致やより広く他地域との交流を促進し、もって地域の活性化に資するためとなっております。そうしたことから、来年度からは更にスポーツやコミュニティづくり、クラブハウスの活用等推進していくため、今回生涯学習・文化財課に所管替えを行うものでございます。補助金については、縛り等は年数が経っておりますので、そこらへんには今無いと、ありません。

重廣委員 所管替えされた、されるというのはよく分かりましたが、今これあくまで補正ですよ。補正のときまでは、この農林水産課からの先ほど、ゆうゆうグリーンさんについての評価等、所管が今から替わる所に評価されても、今までの所管されてる農林水産課のあくまでも評価ではないかと私は思うわけなんですよね。今文章読み上げられましたけど、おそらく貰ってらっしゃるんでしょう。そのあたりが、今回までは農林水産課が補正として受けられて、その新年度からで、令和 5 年の 4 月 1 日から、ちょうど指定管理の期限がきれると同時にっていうのはありますから、ちょっと私違和感を覚えたんです。そのあたりの説明をしていただいたらと思うんです。

大嶧生涯学習・文化財課長 今回の指定管理料につきましては、補正予算書の 8 ページに令和 4 年度から 7 年度の債務負担行為として 4,039 万 2,000 円を計上しておりますけれども、次年度以降で債務負担という部分で 5 年度から生涯学習・文化財課が所管するため説明の方をさせていただいております。

早川委員長 今回この議案としましては交流広場の指定管理者の指定についての議案なので、所管については説明が出来ないと思いますので。

重村委員 それでは 1 点だけ。また 3 年間指定管理者を選定されてほしいということになります。参考資料の中に 5 番目に業務内容というのが 9 つほど記載されてます。指定管理者にその施設を管理・運営をしていただくわけですけど、実はあそこのクラブハウスというのは災害対応、俵山では一番積算雨量、そ

れから土砂災害警報、大雨警報が出たときに一番安全な避難場所として、あそこを行政が避難場所として開設している。当然避難場所というのは行政が責任を持って避難所を開設して閉じるということをされてるんで、指定管理者がうんぬんという場面はないのかと思いますけれども、実際施設の例えばどこにこういうものがおいてあって、ここに明かりのスイッチがあって、というような管理運営者と行政とが連携をしないと避難場所というのは、私開設出来ないし機能果たさないと思ってるんですよ。一番、大災害が起きそうなときに俵山の中ではあそこだけです。絶対的な安心が確信出来るのは、あのクラブハウス。そういった観点から指定管理者を選定するにあたって、通常の業務内容プラス避難場所を行政が開設するにあたったときの運営に対しての管理者の補助とか補助依頼とかいうことも私はあって然りだろうと思うんですけれども、今回の指定管理者選定にあたって、そこら辺りの協議とかいうのをされてるのか。もしくはなければ今後きちんとしていたいということなのか。何か指定管理者選定にあたって経緯がありましたら教えていただきたらと思います。

南野教育部長 指定管理者の、重村委員がおっしゃいました防災施設というところはものすごく、ゆうゆうグリーン俵山さんの強みでもあります。地域に根差した団体さんということで、もちろん行政が駆けつけるときにはすでに待機されておられたり、もちろん今言われたように行政と連携して施設の開放とか維持にあたられておられました。そういう点からも地域ならではの地域づくり団体である、ゆうゆうグリーン俵山さんが指定管理者として最適であると考えた次第でございます。

重村委員 今回、所管替わりますから、ぜひ1回、すぐには言いませんけど農林水産課というのはこれまで10年間、極端に言ったらもう分かってるだろうというレベルであるかもしれませんが、所管が替われば1回打ち合わせなり連携を確認しておくというのは必要かと思しますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。ご答弁があればお願ひします。

伊藤教育長 この度の所管替えに伴いまして今ご指摘の点、確認をしていきたいと思っております。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第28号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。挙手多数です。よって、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 14:13 —